

金沢市事業者向け電気自動車購入費補助金交付要綱

(令和3年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における電気自動車の普及の促進を図ることにより、地球温暖化を防止するため、電気自動車の購入を行う事業者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とする4輪以上の内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）で、その自動車検査証に燃料の種類が電気であることが記載されているものをいう。
- (2) 事業者 法人（国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体が50パーセント以上出資する法人を除く。）又は個人事業主をいう。ただし、自動車の製造、卸売及び販売に係る事業を主たる事業として営んでいる者を除く。
- (3) 初度登録 初めて道路運送車両法第4条の規定により自動車登録ファイルへの登録（軽自動車にあつては、同法第59条に規定する新規検査）を受けることをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金は、自らの事業の用に供する目的で新車の電気自動車を購入する事業者であつて、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「補助対象事業者」という。）に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

- (1) 市内に事務所又は事業所を有すること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 市長が別に定めるところにより、金沢市災害時防災活動協力協定を締結している者又は当該協定を締結している団体に所属する者であること。
 - イ 市長が別に定めるところにより、かなざわ災害時等協力事業所として登録されている者であること。

(3) 当該電気自動車の購入に関し、本市の他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付を受けていないこと。

(4) 市税を滞納していないこと。

(補助対象車両)

第4条 補助金の交付の対象となる電気自動車（以下「補助対象車両」という。）は、次の各号のいずれにも該当する電気自動車とする。

(1) 当該年度の4月1日以後に初度登録を受けるものであること。

(2) 主に購入する事業者自らが使用するものであること。

(3) 自動車検査証における使用の本拠の位置が本市の区域内にあること。

(4) リース車両ではないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、電気自動車の車両本体の購入費とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、電気自動車1台当たり100,000円とする。ただし、電気自動車1台に係る補助対象経費の額が100,000円を超えない場合は、当該補助対象経費の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 補助金の交付は、一の事業者に対して、1年度につき1台を限度とする。

(補助金の交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、電気自動車の初度登録の日から起算して30日を経過する日（その日が初度登録の日の属する年度の翌年度の日となる場合にあつては、当該初度登録の日の属する年度の3月31日）までに、事業者向け電気自動車購入費補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、当該申請の期限を延長することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、当該補助金の交付を決定したときは、その旨及び当該補助金の確定した額を当該申請をした者に通知する。

(協力等)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、当該補助を受けた車両の使用に関する

次に掲げる協力を求めることができる。

- (1) 電気自動車の使用状況に関するデータの提供
- (2) 第3条第3号に規定する金沢市災害時防災活動協力協定又はかなざわ災害時等協力事業所としての登録に基づく災害時の協力要請
- (3) その他本市の地球温暖化対策に係る事業に係る協力
(手続代行者)

第9条 補助対象事業者は、第7条の規定による交付申請を、補助対象車両の販売等をする者に代行させることができるものとする。

2 前項の規定による代行を行う者（以下「手続代行者」という。）は、速やかにその事務を処理しなければならない。

3 手続代行者は、前項に規定する手続の代行により補助対象事業者に関して得た情報について、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の基本理念を尊重し、同法に規定する個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

4 市長は、手続代行者が第2項に規定する手続の代行を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施する。

（財産の管理及び処分の制限）

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助対象車両の初度登録の日から起算して4年間、補助対象車両を善良なる管理者の注意をもって管理し、使用しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得した補助対象車両を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 補助金の交付を受けた者は、前項の規定する市長の承認を受けようとする場合は、あらかじめ補助事業財産処分承認申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（補助金交付の取消し）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に対し期限を定めて当該補助金の全部又は第10条に定める使用の期間を月数に換算したのから既に使用した月数を減じた期間に相当する補助額（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）の返還を命ずるものとする。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。